

6. 支給申請書参考様式の作成

6-1. 支給申請参考様式作成の目的

本事業で実施した福祉用具貸与事業所向けアンケート調査において、サービス提供プロセス毎の課題と対応を把握した。その中で、「特定福祉用具販売や住宅改修の償還払い代理申請や受領委任手続きのための利用者宅訪問、書類作成、役所への提出の負担が大きい」ということが課題であると回答した事業所が75.5%という結果であった。特定福祉用具販売や住宅改修の償還払い代理申請や受領委任手続きに用いられている様式は、保険者ごとに異なっており、複数地域の利用者にサービス提供している事業所においては、各保険者が指定する様式や添付書類等を用意しなければならない。

業務効率化に向けて様式の統一化が一案であるが、事業所毎に対応できる事項ではないことから、本事業を通じて全保険者共通で導入いただきたい支給申請書の参考様式を作成することとした。

6-2. 支給申請参考様式作成方法

支給申請参考様式の作成にあたり、以下の手順で記載項目を選定し、様式（案）を作成した。本事業で作成した様式は、特定福祉用具販売及び住宅改修の償還払い代理申請、受領委任手続きに関する書類とした。

図表 6-1 支給申請参考様式の作成手順

①既存様式の調査	保険者の規模や地域を分散し、100保険者分の特定福祉用具販売及び住宅改修の償還払い代理申請、受領委任手続きに関する書類について、記入を求めている項目及び添付書類について調査した。
②ワンストップサービス様式との比較	内閣官房が運用しているワンストップサービスにて示されている特定福祉用具販売及び住宅改修の償還払い代理申請、受領委任手続きに関する入力項目と比較し、本事業において作成する参考様式の項目抽出の参考とした。
③記載項目案の抽出	上記の調査結果等を踏まえ、記載項目案を整理した。
④保険者ヒアリング	記載項目案を基に、保険者へヒアリングを行い、実際の申請業務において項目の過不足がないか等を確認した。
⑤支給申請参考様式の作成	上記を踏まえ、実際に保険者で活用いただける様式案を作成した。 (作成した参考様式は参考資料8-4参照)

6-3. 記載項目案について

特定福祉用具販売及び住宅改修の償還払い代理申請、受領委任手続きに関する書類について、本事業において整理した記載項目案は以下のとおりである。これらの項目に基づき、参考様式（参考資料8-4）を作成した。

(1) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請に必要な項目と添付書類

項目番号	項目区分	画面項目名	補足	項目番号	項目区分	画面項目名	補足
1	申請者の基本情報	申請日	紙の場合は必要	32	福祉用具の情報	種目	
2		氏名(漢字):氏		33		特定(介護予防)福祉用具名	
3		氏名(漢字):名		34		製造事業者名	
4		氏名(フリガナ):氏		35		販売事業者名	
5		氏名(フリガナ):名		36		購入金額(税込)	
6		申請者印	紙の場合は必要	37		購入日:年号	
7		現住所:郵便番号		38		購入日:年	
8		現住所:都道府県		39		購入日:月	
9		現住所:市区町村		40		購入日:日	
10		現住所:番地		41		税込合計金額	
11		現住所:アパート名、部屋番号等		42		福祉用具が必要な理由(届出方法)	
12		申請者電話番号		43		福祉用具が必要な理由(理由の記載欄)	
13	被保険者の情報	保険者番号	紙の場合は必要	44		申請区分	
14		被保険者番号		45	口座の情報	金融機関名	
15		被保険者氏名(漢字):氏		46		金融機関種別	
16		被保険者氏名(漢字):名		47		金融機関番号	
17		被保険者氏名(フリガナ):氏		48		支店名	
18		被保険者氏名(フリガナ):名		49		支店種別	
19		負担割合	1~4割	50		支店コード	
20		個人番号(マイナンバー)		51		預金種別	
21		生年月日:年号		52		口座番号	
22		生年月日:年		53		口座名義(漢字)	
23		生年月日:月		54		口座名義(フリガナ)	
24		生年月日:日					
25		性別					
26		被保険者住所:郵便番号					
27		被保険者住所:都道府県					
28		被保険者住所:市区町村					
29		被保険者住所:番地					
30		被保険者住所:アパート名、部屋番号等					
31		電話番号					
項目番号		添付書類	補足	項目番号		添付書類	補足
1		特定(介護予防)福祉用具の購入に係る領収書		1			
2		特定(介護予防)福祉用具のパンフレット		2			
3		特定(介護予防)福祉用具のその他の概要を記載した書面		3			
4		居宅介護(介護予防)サービス計画または福祉用具販売計画		4			
5		委任状		5		受領委任時は添付	

(2) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（事前）に必要な項目と添付書類

項目番号	項目区分	画面項目名	補足	項目番号	項目区分	画面項目名	補足
1	申請者の基本情報	申請日	紙の場合は必要	34	改修内容の情報	改修の内容、箇所及び規模	
2		氏名(漢字):氏		35		改修予定額	
3		氏名(漢字):名		38		業者名	
4		氏名(フリガナ):氏					
5		氏名(フリガナ):名					
6		申請者印	紙の場合は必要				
7		現住所:郵便番号					
8		現住所:都道府県					
9		現住所:市区町村					
10		現住所:番地					
11		現住所:アパート名、部屋番号等					
12		申請者電話番号					
13	被保険者の情報	被保険者番号	紙の場合は必要	1	添付書類	添付書類	補足
14		被保険者番号		2	住宅所有者が改修に承諾したことがわかる書類		
15		被保険者氏名(漢字):氏		3	住宅修理理由書		
16		被保険者氏名(漢字):名		4	工事見積書 ※2社以上		
17		被保険者氏名(フリガナ):氏		5	平面図		
18		被保険者氏名(フリガナ):名					
19		負担割合	1~4割				
20		個人番号(マイナンバー)					
21		生年月日:年号					
22		生年月日:年					
23		生年月日:月					
24		生年月日:日					
25		性別					
26		被保険者住所:郵便番号					
27		被保険者住所:都道府県					
28		被保険者住所:市区町村					
29		被保険者住所:番地					
30		被保険者住所:アパート名、部屋番号等					
31		電話番号					
32		住宅の所有者					
33		本人との関係					

(3) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（事後）に必要な項目と添付書類

項目番号	項目区分	画面項目名	補足	項目番号	項目区分	画面項目名	補足
1	申請者の基本情報	申請日	紙の場合は必要	34	改修結果の情報	着工日:年号	
2		氏名(漢字):氏		35		着工日:年	
3		氏名(漢字):名		36		着工日:月	
4		氏名(フリガナ):氏		37		着工日:日	
5		氏名(フリガナ):名		38		完成日:年号	
6		申請者印	紙の場合は必要	39		完成日:年	
7		現住所:郵便番号		40		完成日:月	
8		現住所:都道府県		41		完成日:日	
9		現住所:市区町村		42		申請区分	
10		現住所:番地		43	口座の情報	金融機関名	
11		現住所:アパート名、部屋番号等		44		金融機関種別	
12		申請者電話番号		45		金融機関番号	
13	被保険者の情報	被保険者番号	紙の場合は必要	46		支店名	
14		被保険者番号		47		支店種別	
15		被保険者氏名(漢字):氏		48		支店コード	
16		被保険者氏名(漢字):名		49		預金種別	
17		被保険者氏名(フリガナ):氏		50		口座番号	
18		被保険者氏名(フリガナ):名		51		口座名義(漢字)	
19		負担割合	1~4割	52		口座名義(フリガナ)	
20		個人番号(マイナンバー)					
21		生年月日:年号					
22		生年月日:年					
23		生年月日:月					
24		生年月日:日					
25		性別					
26		被保険者住所:郵便番号					
27		被保険者住所:都道府県					
28		被保険者住所:市区町村					
29		被保険者住所:番地					
30		被保険者住所:アパート名、部屋番号等					
31		電話番号					
32		住宅の所有者					
33		本人との関係					
項目番号		添付書類	補足	項目番号		添付書類	補足
1	領収書			1	領収書		
2	工事費内訳書			2	工事費内訳書		
3	改修後の状況がわかる写真			3	改修後の状況がわかる写真		
4	委任状		受領委任時必須	4	委任状	受領委任時必須	

6-4. 今後の課題

今後、電子申請等ICT化が進んでいくことが想定されるが、保険者ヒアリングの結果、以下のような課題が提起された。電子申請等のICT化によって業務効率化が期待されるが、保険者の業務負担の軽減、申請者のITスキルや個人情報の取り扱いについても配慮した取り組みが必要である。

- 内閣官房が運用しているワンストップサービスの導入も検討したが、添付書類の送付が別途必要になるため、電子申請の有効性が感じられない。
- 電子申請と後日送付される添付書類との付け合せ業務が新たに必要になり、業務負担が増える。
- 被保険者主体の申請の場合、カードリーダー、スマートフォン等のIT機器操作が困難であると想定される。
- 代行申請の場合、特定個人情報等の取り扱いになるため、代行申請を行う福祉用具貸与事業所等のセキュリティの担保も必要になる。